

(11) 公益財団法人鳥取県臓器・アイバンク給与等状況報告書

1 職員給与の状況（平成28年度）

給 与 費	7,256 千円
-------	----------

3 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
コーディネーター職	大学卒	191,400 円 県医療職（3）の2級3号給相当に準ずる
	短大3卒	189,300 円 県医療職（3）の2級2号給相当に準ずる
	短大2卒	187,200 円 県医療職（3）の2級1号給相当に準ずる
	准看護師養成所卒	159,800 円 県医療職（3）の1級1号給相当に準ずる
書記職	高校卒	150,200 円 県行政職の1級9号給相当に準ずる

5 職員手当の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 （県の規定に 準ずる）	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.145 月分</td> <td>0.77 月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.285 月分</td> <td>0.77 月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.43 月分</td> <td>1.54 月分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.145 月分	0.77 月分	12月期	1.285 月分	0.77 月分	計	2.43 月分	1.54 月分
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.145 月分	0.77 月分										
	12月期	1.285 月分	0.77 月分										
	計	2.43 月分	1.54 月分										
職制上の段階、職務の 級等による加算措置	無												
[平成28年度実績]													
1人当たりの平均支給額	829,134 円												

区 分	内 訳		
退職手当 (県の規定に 準ずる)	〔支給率〕		
	区 分	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.58250 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59000 月分
	勤続 40 年	46.545 月分	49.59000 月分
	(その他の加算措置)		
	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
	*25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前に勸奨等により退職する場合には加算があります。		
	〔平成28年度実績〕		
	実績なし		
時間外勤務手当	〔平成28年度実績〕		
	1人当たりの平均支給年額	114,847 円	
扶養手当 (県の規定に 準ずる)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	10,000 円
		イ 子 (配偶者のない職員の子のうち1人目まで)	6,700 円 (10,000 円)
		ウ 配偶者、子以外の扶養親族 (配偶者のない職員の子以外の扶養親族のうち1人目まで)	6,500 円 (9,000 円)
		満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	1人につき 5,000 円を加算
		〔平成28年度実績〕	実績なし

区 分	内 訳		
住居手当 (県の規定に 準ずる)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔平成28年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 11,350 円	
通勤手当 (県の規定に 準ずる)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給 (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成28年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 3,500 円	
6 役員の報酬等の状況（平成29年4月1日現在） 制度なし			
7 給与制度の変更 変更なし			